

証券コード：7460

YAGI

Heritage to the future

第**113**期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年**6月27日**（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

インターネット及び書面（郵送） による議決権行使期限

2025年**6月26日**（木曜日）
午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

株式会社 **ヤギ**



終 始 一 誠 意

しゅうし いちせい

“一貫して誠意をもってあたれ”

「人に説明できるだけの理由をもってやりさえすればよい。そうしたら過ちはなかろう」と説いた創業者 八木 與三郎。堅実さを身につけた商人になれば、と堅実第一主義を唱えた。

中期経営計画2026「Heritage to the future」

当社グループは、2026年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「Heritage to the future」に基づき、持続的成長の基盤づくりに注力し、「事業」「グローバル」「グループ経営」「人材」「ESG」の5つを基本戦略として取り組んでおります。



Heritage to the future

なお、中期経営計画2026のコンセプトである「Heritage to the future」には、これまで130年間培ってきたヤギのDNAによってVISIONを実現させ、新たな未来へ紡いでいく当社グループの決意が込められております。



代表取締役
社長執行役員
八木 隆夫

■株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第113期定時株主総会の開催にあたり、「招集ご通知」をお届けいたします。

当連結会計年度は、売上高はアパレル事業、ブランド・リテール事業が伸長し、833億円となり、2期ぶりに増加に転じました。利益面ではマテリアル事業、ライフスタイル事業、アパレル事業が貢献し、経常利益は37億円、当期純利益は26億円となり、過去最高を更新いたしました。

期末配当につきましては、業績等を勘案し、前連結会計年度より27円増配の90円とさせていただきたいと存じます。

また、株主還元方針につきましては、安定した配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保をバランスよく実施していく方針は維持しつつ、2026年3月期から更なる資本効率の向上と最適な資本配分の実施を進めることで、2026年3月期以降は配当性向35%以上の配当を基本方針とし、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

今後におきましても、1893年の創業以来、固く守り抜いてきた社は「終始一誠意」を規範とし、当社グループ一丸となって経営の効率性向上を進め、新しい価値を創造できるリーディングカンパニーを目指し努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025年6月

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号

株式会社 ヤギ

代 表 取 締 役 八 木 隆 夫
社 長 執 行 役 員

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへのアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認ください、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 大阪府中央区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

報告事項

- 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

3 目的事項**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

**4 議決権行使に
あたっての注意事項**

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして
お取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※議決権行使書の郵送は不要です。

開催日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

初取
後

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月26日(木) 5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

売上高900億円、 経常利益38億円を目標に、 取り組みを進めています。

第113期（2025年3月期）につきましては、2026年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画2026「Heritage to the future」の2期目として、持続的成長の基盤づくりに注力し、「事業」「グローバル」「グループ経営」「人材」「ESG」の5つを基本戦略として、グループ一丸となり取り組んでまいりました。

特に、グループ経営の深耕などによる効率的な事業運営や不採算事業の整理、高付加価値商品の提供などを推進することにより、収益構造の改善に尽力してまいりました。

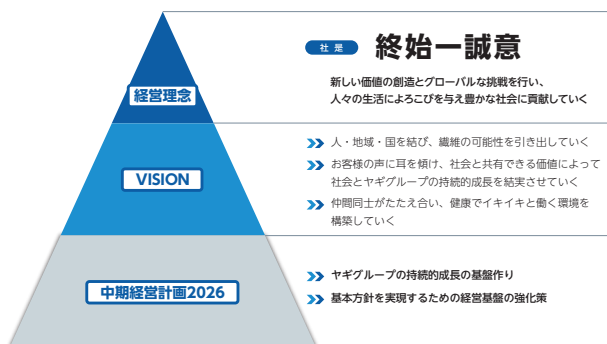
これらにより、業績面で経常利益は37億円となり、中期経営計画最終年度の目標値36億円を一年先行して達成することができました。これに伴い、最終年度の経常利益につきましては38億円と修正しております。

当社を取り巻く外部環境は、最終年度においても不透明な状況が見込まれますが、引き続きグループ経営を強化するとともにグローバル戦略を進めるなど、目標達成に向けて取り組んでまいります。



代表取締役
社長執行役員
八木 隆夫

〈基本方針〉



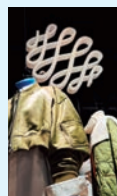
〈基本戦略〉

事業戦略	- セグメントグループでの収益力強化 - ポートフォリオでの選択と集中
グローバル戦略	サステナブル・ブランド・デジタルの3つの視点でグローバル展開
グループ経営戦略	- グループマネジメントの進化 - グループ内のDX基盤の構築
人材戦略	- グループ人材や組織制度の連携強化 - 人材活性化環境の整備
ESG戦略	- CSV経営の実践 - コーポレートガバナンスの強化

持続可能な未来への想いをこめた素材ブランド「ユナ・イト(UNITO)」プロジェクトの展示会を初開催

当社グループがこれまでに展開してきた環境配慮型素材ブランドをリブランディングする「ユナ・イト(UNITO)」プロジェクトを昨年からスタートしていますが、本年3月にユナ・イト プロジェクトを幅広く紹介する展示会を初開催しました。

UNITOは「サステナぶらないサステナブル」を掲げ、環境負荷の軽減や生産者の支援など、それぞれの素材の特性に応じた本質的な「サステナブル」を追求してまいります。「言葉ではなく、行動とモノ作りで未来を変えていく」ことを目指した取り組みです。

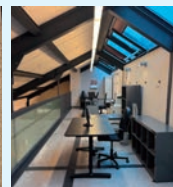


ヤギグループの新拠点をイタリアとインドに開設

中期経営計画2026「Heritage to the future」の基本戦略であるグローバル戦略に特に注力し、世界各地で様々な活動をスタートしています。本年1月にはイタリア・ミラノ、3月にはインド・グルガオンに新拠点となる法人を設立しました。

イタリアに拠点を構えることで、多様な価値観と歴史を持つヨーロッパ市場のニーズを的確に捉えた事業活動を推進し、当社ビジネスのグローバル展開を後押しする役割を目指します。

また、インド拠点を活用し、当社の経験を元に生産背景を確立させ、インドで開発した商品を日本、ヨーロッパ、アメリカ、ASEANの各地域に向けて販売することを目指します。更に、インド国内マーケットへの販売拠点としての役割も持つ予定です。



健康経営優良法人3年連続認定

経済産業省及び日本健康会議が実施する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2025」大規模法人部門に認定されました。

当社が健康経営優良法人に認定されるのは3年連続となります。

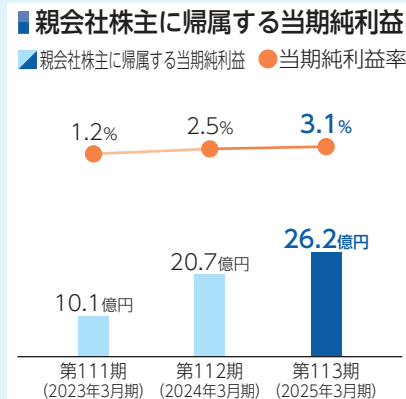
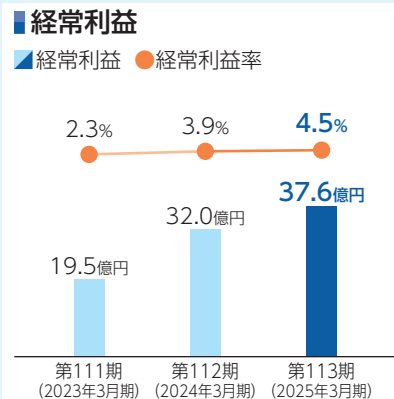
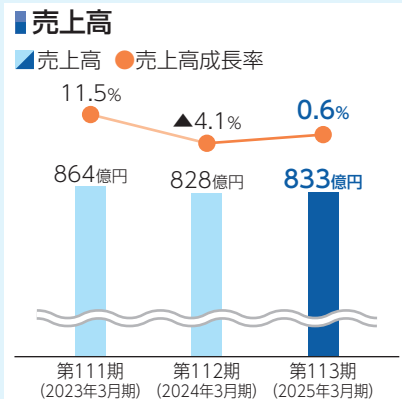
当社は今後も「健康経営」を最重要の経営課題と捉え、従業員やその家族の健康増進により一層努めるとともに、事業を通じて地域と社会に貢献してまいります。

※健康経営は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

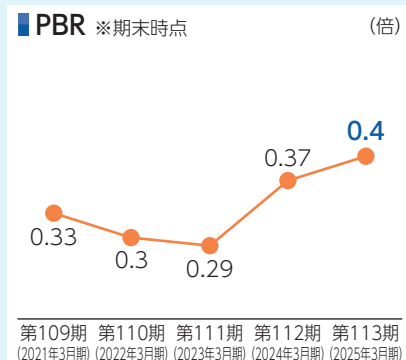
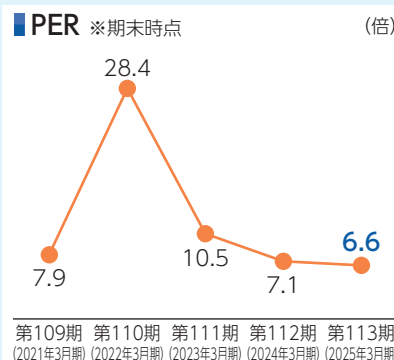
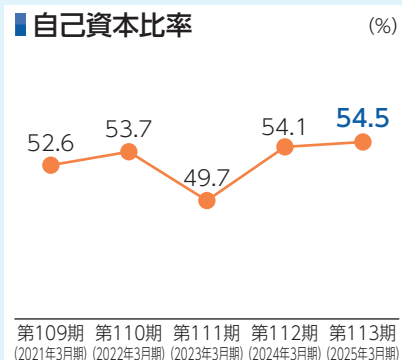
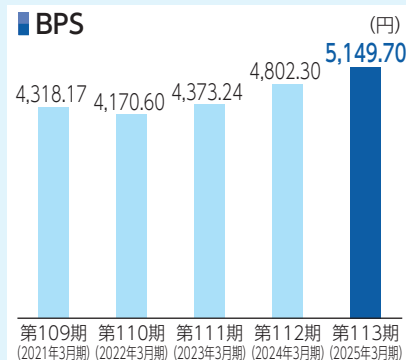
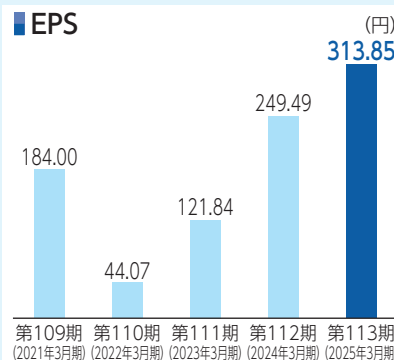
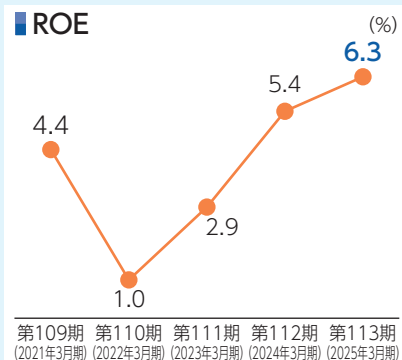


IRハイライト

3カ年業績推移（連結）



IR指標（連結）



第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、安定した配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保をバランスよく実施していくことを基本的な考えとしております。

第113期の期末配当につきましては、基本方針と当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき90円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は770,173,560円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）八木隆夫、山岡一郎、三橋大作、藤本貴史、八木靖之及び玉巻裕章の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の充実強化を図るため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、異論はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	八木 隆夫	代表取締役 社長執行役員	再任
2	山岡 一郎	取締役 専務執行役員 コーポレート本部長	再任
3	三橋 大作	取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 ブランド・リテール本部長	再任
4	藤本 貴史	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長	再任
5	八木 靖之	取締役 上席執行役員 ライフスタイル本部長	再任
6	長戸 隆之	上席執行役員 グローバルマテリアル本部長 兼 (株)ヴィオレッタ代表取締役社長	新任
7	玉巻 裕章	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

候補者番号

1

や ぎ た か お
八 木 隆 夫 (1973年4月9日生)

再任



所有する当社株式の数

297,800株

在任年数（本総会終結時）

12年

取締役会出席状況

16/16回

略歴、地位及び担当

1999年 4月 インドネシア石油株式会社
(現株式会社INPEX) 入社
2011年11月 株式会社ヤギ入社
当社経営企画室長代理
2012年 7月 当社経営企画部長代理
2013年 4月 当社管理本部長代理
(経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部担当)
2013年 6月 当社取締役管理本部長代理
(経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部担当)
2014年 4月 当社取締役管理本部長代理
(経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部・
グループ会社統括室・物流部担当)
2014年 6月 当社取締役管理部門長
2014年10月 当社取締役管理部門長兼海外事業部管掌
2015年 6月 当社常務取締役管理部門長兼海外事業部管掌
2016年 4月 当社常務取締役管理部門長
2016年 6月 当社代表取締役社長
2021年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

八木隆夫氏は、2016年6月より代表取締役社長に就任した後は、常に強力なリーダーシップで当社グループの経営全般を牽引しており、現在進行中の中期経営計画『Heritage to the future』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

やま おか いち ろう
山岡 一朗

(1966年11月10日生)

再任



所有する当社株式の数

32,000株

在任年数（本総会終結時）

11年

取締役会出席状況

16/16回

略歴、地位及び担当

1991年 4 月 株式会社ヤギ入社
2012年 4 月 当社営業第二本部第三事業部長代理
2013年 6 月 当社営業第二本部第三事業部長
2014年 4 月 当社営業第二本部第一部門第一事業部長
2014年 6 月 当社取締役営業第三部門長兼第二事業部長
2015年 4 月 当社取締役営業第三部門長兼第三事業部長
2015年 6 月 当社取締役営業第二部門長
2017年 4 月 当社取締役営業第二副本部長兼第三部門長
2018年 4 月 当社取締役営業第二副本部長兼第二部門長
2018年 6 月 当社取締役営業第三副本部長兼第一部門長
2019年 4 月 当社取締役営業第二副本部長兼第二部門長
2019年 6 月 当社常務取締役営業第二副本部長兼第二部門長
2020年 4 月 当社常務取締役営業第二本部長
2021年 4 月 当社取締役 常務執行役員 マテリアル・アパレルセグメント統括
2021年10月 当社取締役 常務執行役員 マテリアル・アパレルセグメント統括
兼 マテリアル事業本部長
2022年 4 月 当社取締役 常務執行役員 営業本部統括
2022年10月 当社取締役 常務執行役員 営業本部統括 兼 経営企画本部長
2023年 4 月 当社取締役 常務執行役員 本部統括 兼 管理本部長
2023年10月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長
2024年 4 月 当社取締役 専務執行役員 コーポレート本部長（現任）

重要な兼職の状況

YAGI INTERNATIONAL INC. 取締役 YAGI USA LLC マネージャー

取締役候補者とした理由

山岡一朗氏は、当社において通信販売や量販店向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しております。また2023年4月からは管理本部（現コーポレート本部）全般の指揮を執っており、現在進行中の中期経営計画『Heritage to the future』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

みつ はし だい さく

三橋 大作

(1971年4月19日生)

再任



所有する当社株式の数

8,700株

在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、地位及び担当

1995年4月 株式会社ヤギ入社
2015年6月 当社営業第二部門第三事業部長代理
2016年4月 当社営業第二部門第三事業部長
2017年4月 当社営業第二本部第三部門第一事業部長
2018年4月 当社営業第二本部第二部門第二事業部長
2018年10月 当社営業第三本部第一部門第二事業部長
2019年4月 当社営業第二本部第二部門第二事業部長
2020年4月 当社執行役員 営業第二本部第三事業部長
2021年4月 当社執行役員 アパレル第一事業本部長兼第二事業部長
2022年4月 当社執行役員 営業第二本部長
2022年6月 当社執行役員 ブランド・リテール事業本部長
2023年4月 当社上席執行役員 ブランド・リテール本部長
2024年4月 当社常務執行役員 ブランド・リテール本部長
2024年6月 当社取締役 常務執行役員 ブランド・リテール本部長
2025年4月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長
兼 ブランド・リテール本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社マルス 取締役
株式会社WEAVA 取締役

YAGI ITALY S.R.L. 取締役

取締役候補者とした理由

三橋大作氏は、当社において、量販店向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しております。また2022年6月からは、ブランド・リテール事業本部全般の指揮を執っており、現在進行中の中期経営計画『Heritage to the future』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ふじ もと たか ふみ
藤 本 貴 史

(1967年6月21日生)

再任



所有する当社株式の数

8,700株

在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

11/12回

略歴、地位及び担当

1993年4月 株式会社ヤギ入社
2017年4月 当社営業第二本部第二部門第二事業部長代理
2018年4月 当社営業第二本部第二部門第一事業部長
2018年6月 当社営業第三本部第一部門第一事業部長
2019年4月 当社営業第二本部第二部門第一事業部長
2020年4月 当社執行役員 営業第二本部第二事業部長
2021年4月 当社執行役員 アパレル第二事業本部長
2022年4月 当社執行役員 営業第三本部長
2023年4月 当社上席執行役員 アパレル本部長
2024年4月 当社常務執行役員 アパレル本部長
2024年6月 当社取締役 常務執行役員 アパレル本部長
2025年4月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社SOMIC 代表取締役社長

取締役候補者としての理由

藤本貴史氏は、当社において、通信販売向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しております。また、2023年4月からはアパレル本部全般の指揮を執っており、現在進行中の中期経営計画『Heritage to the future』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

やぎ やす ゆき
八木 靖之

(1975年12月10日生)

再任



所有する当社株式の数

91,900株

在任年数（本総会終結時）

4年

取締役会出席状況

16/16回

略歴、地位及び担当

1998年 4月 キヤノン株式会社入社
2018年 4月 株式会社ヤギ入社
当社経営企画本部経営企画部門長付参事
2019年 4月 当社経営企画本部経営企画部門長
2020年 4月 当社執行役員経営企画本部長代理
2020年11月 当社執行役員経営企画本部長代理兼グループ事業統括部長
2021年 4月 当社執行役員 管理本部長
2021年 6月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長
2021年 8月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 人事部長
2023年 4月 当社取締役 上席執行役員 ライフスタイル本部長 兼 第一事業部長
2024年 4月 当社取締役 上席執行役員 ライフスタイル本部長（現任）

重要な兼職の状況

日本パフ株式会社 取締役
ツバメタオル株式会社 取締役

取締役候補者としての理由

八木靖之氏は、当社における中枢部門を担当し業務経験を積んでまいりました。2020年4月からは執行役員としての立場から経営企画本部全般を牽引し、2021年4月からは管理本部全般の指揮を、2023年4月からはライフスタイル本部全般の指揮を執っており、現在進行中の中期経営計画『Heritage to the future』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

なが と たか ゆき
長 戸 隆 之

(1965年5月17日生)

新任



所有する当社株式の数

19,500株

略歴、地位及び担当

1988年4月 株式会社八木商店（現株式会社ヤギ）入社
2009年4月 当社営業第二本部第四事業部長代理兼営業二課長
2010年10月 当社営業第二本部第四事業部長
2013年6月 当社取締役 営業第二本部第四事業部長
2014年4月 当社取締役 営業第二本部第二部門長兼第二事業部長
2014年6月 当社取締役 営業第五部門長兼第二事業部長
2015年6月 当社取締役 営業第三部門長
2017年4月 当社取締役 営業第二本部長
2019年4月 当社取締役 経営企画本部長
2021年4月 当社取締役 上席執行役員 イノベーション開発室長
2021年6月 当社取締役 退任
当社執行役員 イノベーション開発室長
2022年4月 当社執行役員 退任
出向 株式会社ヴィオレッタ 顧問
2022年5月 出向 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
2024年4月 当社上席執行役員 グローバルマテリアル本部長
兼 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

長戸隆之氏は、当社においてこれまで専門店向けアパレル事業を中心として培ってきた豊富な業務経験と実績をもとに、2022年5月からはグループ子会社経営にもその手腕を発揮しており、現在進行中の中期経営計画『Heritage to the future』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、新たに取締役候補者とした。

候補者番号

7

たま まき ひろ あき
玉 巻 裕 章 (1956年7月9日生)

再 任

社 外

独 立



所有する当社株式の数

1,000株

在任年数（本総会終結時）

2 年

取締役会出席状況

16/16回

略歴、地位及び担当

1980年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2010年 4月 同社執行役員 繊維カンパニー 繊維原料・テキスタイル部門長
2011年 4月 株式会社ファミリーマート 取締役常務執行役員 総合企画部
2013年 3月 同社取締役常務執行役員 商品本部長 兼 物流・品質管理本部長
2015年 3月 同社取締役常務執行役員 新規事業開発本部長
2018年 3月 ユニーファミリーマートホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
プロジェクト担当 兼 株式会社UFI FUTECH 取締役副社長執行役員
2019年 3月 伊藤忠商事株式会社 理事（現任）
2019年10月 株式会社アドインテ 取締役（非常勤）（現任）
2020年 3月 株式会社Indigo Blue シニア パートナー（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社アドインテ 取締役（非常勤）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

玉巻裕章氏は、総合商社に始まり長年にわたり豊富で多様な経営経験を有しており、これまでに培ってきた経験を独立した立場から、当社の経営の監督に活かせる
と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 玉巻裕章氏は社外取締役候補者であります。
3. 玉巻裕章氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、玉巻裕章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は玉巻裕章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員です。本議案でお諮りする取締役候補者の八木隆夫氏、山岡一朗氏、三橋大作氏、藤本貴史氏、八木靖之氏、長戸隆之氏及び玉巻裕章氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。
但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役の山本浩志、池田佳史、熊谷弘及び小山茂和の4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	山本 浩志 やま もと ひろ し	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	池田 佳史 いけ だ よし ふみ	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	小山 茂和 こ やま しげ かず	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
4	栗山 由美 くり やま ゆ み	—	新任 社外 独立
再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員			

候補者番号

1

やま もと ひろ し
山本 浩志

(1961年5月7日生)

再任



所有する当社株式の数

17,200株

在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況

16/16回

監査等委員会出席状況

15/15回

略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社八木商店（現株式会社ヤギ）入社
2009年10月 当社営業第二本部第一事業部長代理
2010年4月 当社営業第二本部第一事業部長
2012年5月 当社営業第二本部第一事業部長兼営業六課長
2013年4月 当社営業第二本部第一事業部長
2014年4月 当社営業第二本部第一部門第三事業部長
2014年8月 当社営業第四部門第二事業部長兼営業三課長
2015年10月 当社物流部長
2016年4月 当社営業推進部長
2017年4月 当社管理本部統括部門物流部長兼品質管理室長
2018年4月 当社総務部門長代理兼総務部長兼品質管理室長
2019年10月 当社総務部門長兼総務部長兼管理部門法務審査部品質管理室（管掌）
2020年4月 当社執行役員 管理本部総務部長兼人事部（管掌）兼物流部（管掌）
2021年4月 当社執行役員 管理本部総務部長兼物流部（管掌）
2022年4月 当社管理本部総務部長
2023年4月 当社管理本部総務部付
2023年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

山本浩志氏は、当社において長年にわたる営業経験と、管理本部全般の幅広い見識を有し、当社の事業活動における慣行・仕組みについて相当の知見を有することから、当社の監査・監督機能の強化に寄与できると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いけ だ よし ふみ
池田 佳史

(1962年8月29日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

1,700株

在任年数（本総会終結時）

8年

取締役会出席状況

16/16回

監査等委員会出席状況

15/15回

略歴、地位及び担当

1990年4月 栄光綜合法律事務所入所
1999年4月 同事務所パートナー
1999年5月 ブリティッシュ・コロンビア大学ロースクールマスターコース卒業
2003年1月 弁護士法人栄光代表社員（現任）
2009年6月 イートアンド株式会社（現株式会社イートアンドホールディングス）
社外監査役
2013年6月 当社社外監査役
2015年6月 イートアンド株式会社（現株式会社イートアンドホールディングス）
社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人栄光 代表社員
株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池田佳史氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、その在任期間において、これまでに弁護士として培ってこられた法律的知識や幅広い見識を独立した立場から当社の監査機能の強化に活かしていただいております。社外取締役として適切な経営の監督の役割遂行を期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

こやま しげ かず
小山 茂和 (1956年8月20日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

1,000株

在任年数 (本総会終結時)

2年

取締役会出席状況

16/16回

監査等委員会出席状況

15/15回

略歴、地位及び担当

1979年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行)入社
2000年6月 同社仙台支店長
2002年12月 同社営業第九部長
2004年10月 株式会社ベネフィット・ワン入社 同社取締役 経営管理部長 管理部門(経営企画・経理・人事・総務・コンプラ) 兼IT部門担当役員
2008年4月 同社常務取締役 経営管理部長 管理部門 兼 IT部門担当役員
2012年7月 株式会社リブ・マックス入社 同社常務取締役 CFO 兼経営管理(経営企画・財務・経理・人事・コンプラ・IT) 部門長
2019年11月 水町メディカルグループ水町クリニック入社 事務総長(経営管理・人事・総務・経理・財務等統括)
2020年5月 株式会社ハイデイ日高入社 社外監査役
2023年5月 同社社外取締役(監査等委員) (現任)
2023年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

株式会社ハイデイ日高 社外取締役(監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小山茂和氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しているためであります。この専門的見地を、独立した立場から当社の監査・監督の強化に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

4

く り や ま ゆ み
栗 山 由 美 (1961年9月11日生)

新任
社外
独立

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当

1984年4月 ソニー株式会社入社
1992年6月 マサチューセッツ工科大学(MIT) Sloan経営大学院(MBA)卒業
1992年9月 Cargill Incorporated, Worldwide Headquarter (米国)
1996年11月 Coca-Cola (Japan) Company, Limited Brand Manager, Corporate Strategy Director
2000年11月 GE Corporation (GE Medical Systems セールスマーケティングディレクター、GE Consumer Finance セールスディレクター、マーケティングディレクター)
2005年10月 Becton, Dickinson and Company 糖尿病事業本部長
2007年5月 Hilton Hotels Corporation アジア地区 マーケティング広報事業本部長
2009年1月 Starwood Hotels and Resorts Worldwide 営業マーケティングディレクター
2011年11月 東京化成工業株式会社 グローバルChief Marketing Officer、米国セールス統括
2018年3月 株式会社KDDI総合研究所 新規事業開発
2020年4月 TieSet Inc. 顧問
株式会社TYO 社外取締役
2022年4月 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外事業開発 専門家パートナー (現任)

重要な兼職の状況

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外事業開発 専門家パートナー

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗山由美氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、国内外企業問わず、長年にわたりマーケティング、戦略立案や事業開発等の分野でグローバルに携わるなど幅広い経験と知見を有しているためであります。
この専門的見地を、独立した立場から当社の監査・監督の強化に活かしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 池田佳史氏、小山茂和氏及び栗山由美氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 池田佳史氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって8年となり、小山茂和氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は池田佳史、小山茂和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また栗山由美氏においても、選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は池田佳史氏及び小山茂和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また栗山由美氏においても選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員です。本議案でお諮りする監査等委員である取締役候補者の山本浩志氏、池田佳史氏及び小山茂和氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、栗山由美氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

ご参考 当社の取締役期待する分野・専門性

監査等委員である取締役を除く取締役は第2号議案が、監査等委員である取締役は第3号議案が原案どおり可決された場合について記載しております。

氏 名	会社経営 企業戦略	事業・ マーケティング	国際性・ 海外ビジネス	ガバナンス・ リスクマネジメント	財務・会計	サステナビリティ・ ダイバーシティ
-----	--------------	----------------	----------------	---------------------	-------	----------------------

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

八木 隆夫	●		●	●		●
山岡 一郎	●		●	●	●	●
三橋 大作		●	●	●		●
藤本 貴史		●	●	●		●
八木 靖之		●	●	●		●
長戸 隆之		●	●	●		●
玉巻 裕章 [社外・独立]	●	●	●			●

監査等委員である取締役

山本 浩志		●		●		●
池田 佳史 [社外・独立]			●	●		
小山 茂和 [社外・独立]	●	●			●	
栗山 由美 [社外・独立]		●	●			●

※各取締役の有するスキルは、すべてのスキルを表すものではありません。
また、社外取締役の事業の知見は各氏が経験した異業種を指しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の山本浩志氏の補欠として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ひら まつ きみ と
平松 帝人 (1966年8月4日生)



所有する当社株式の数

5,100株

略歴、地位及び担当

1990年4月 株式会社ヤギ入社
2018年4月 当社経営企画部門 経営企画部長代理
2018年8月 当社経営企画部門 経営企画部長代理 兼 管理本部
管理部門 経理部長代理 兼 経理統括グループ 課長
2019年4月 当社経営企画部門 グループ経営企画部長 兼 管理部門
経理部 経理総括グループ課長
2020年4月 当社経営企画本部 グループ経営企画部長
2021年4月 当社経営管理部長
2022年4月 当社経営企画本部 経営管理部長
2022年10月 当社経営企画本部 経営企画部付 副参事
経理総括グループ担当
2023年4月 当社社長付 特命担当
2024年4月 当社執行役員 コーポレート本部 財務経理部長
2025年4月 当社執行役員 コーポレート本部 副本部長 兼 財務経理部長 兼
人事総務部長 (現任)

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

平松帝人氏は、当社において、経営企画など中枢部門で長年にわたる業務経験を積み、コーポレート副本部長として相当の知見を有することから、当社の監査・監督機能の強化に寄与できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補することとしております(但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は除く)。平松帝人氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き被保険者となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額7千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年4万4千株以内と承認いただいております。

これまでの間、株主の皆様との価値共有と企業価値向上に努めてきたことにより、株価も上昇してきたことから、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額7千万円以内から年額1億4千万円以内へと改定させていただきたいと存じます。なお、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数につきましては、現在の年4万4千株から改定しないものとしたします。

本議案は、現在の役員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

なお、譲渡制限付株式報酬付与のための報酬に関するその他の内容につきましては、次頁以降に記載している第105期定時株主総会第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容決定の件」に記載のとおりでございます。

（参考）第105期定時株主総会第8号議案

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額7千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年4万4千株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取り扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、昨年からのインバウンド需要の継続などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界的な政情不安や経済減速の懸念、長期化する為替変動や物価上昇の影響などにより、企業活動を取り巻く環境は依然として不透明な状態が続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、2026年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画2026「Heritage to the future」の2期目として、持続的成長の基盤づくりに注力し、「事業」「グローバル」「グループ経営」「人材」「ESG」の5つを基本戦略として取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高83,376百万円（前期比0.6%増）、営業利益3,572百万円（前期比12.3%増）、経常利益3,766百万円（前期比17.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,625百万円（前期比26.5%増）となりました。

売上高

第112期 2024年3月期	▶	第113期 2025年3月期
82,846百万円		83,376百万円

営業利益

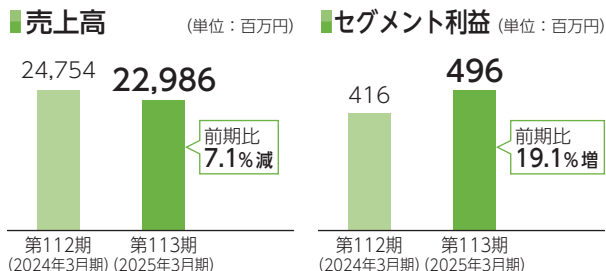
第112期 2024年3月期	▶	第113期 2025年3月期
3,181百万円		3,572百万円

経常利益

第112期 2024年3月期	▶	第113期 2025年3月期
3,205百万円		3,766百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第112期 2024年3月期	▶	第113期 2025年3月期
2,075百万円		2,625百万円



中国、東南アジア等からの輸入製品の依存が高くなったことで、国内製品の需要が減少しました。

こうした中、天然繊維については、引き続き国内産地の需要が減退したことなどにより売上高は減少しましたが、在庫水準の適正化を進めたことなどにより利益は増加しました。合成繊維については、車両関連素材は取引先の在庫調整などにより売上高が減少しましたが、作業手袋関連素材の販売数量増加や高付加価値商材の販売拡大が利益の増加に貢献しました。また、生地については、海外販売などの増加により売上高が伸長したことに加え、仕入コスト上昇分の適切な価格転嫁や在庫水準の適正化が進み増益となりました。

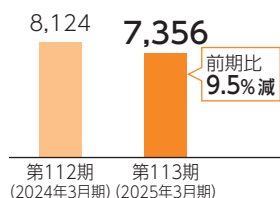
この結果、売上高は22,986百万円（前期比7.1%減）、セグメント利益（経常利益）は496百万円（前期比19.1%増）となりました。





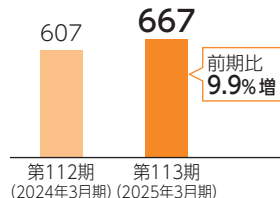
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

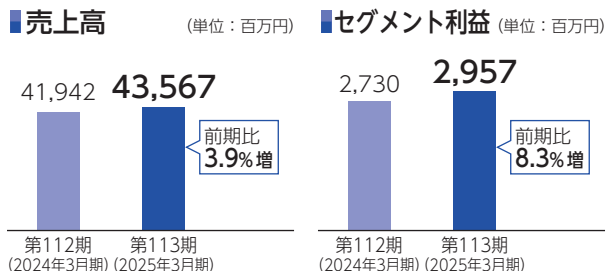
(単位：百万円)



主力であるダストコントロール商材については、新製品供給の一巡による生産調整の影響が長引いたことで売上高は減少しました。一方、タオルや化粧雑貨などの生活資材については、為替の影響で苦戦したものの、製造コストの見直しや価格改定を行いながら、高付加価値商材の販促を進めたことで利益の増加に貢献しました。

この結果、売上高は7,356百万円（前期比9.5%減）、セグメント利益（経常利益）は667百万円（前期比9.9%増）となりました。

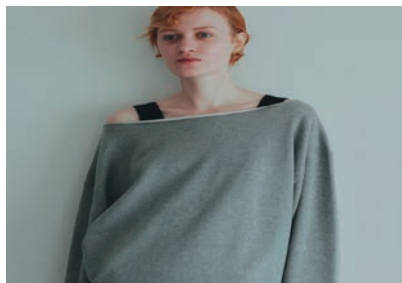


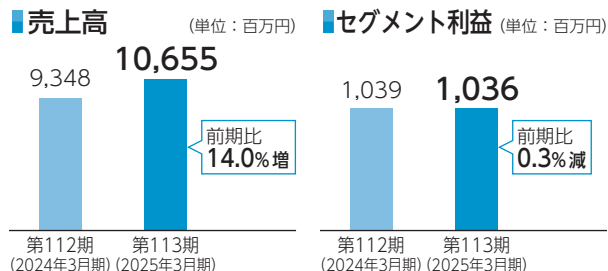


インバウンド需要の継続や賃上げなどが国内需要を下支えし、アパレル市場における消費意欲は底堅く推移しました。

こうした中、主力であるOEM事業については、主要な取引先への提案や取り組みの深耕を図り、中高価格帯の商材取り扱いに注力したことにより、売上高は増加しました。また、円安の影響が長引いているものの、生産背景の集約や仕入先との関係構築により原価や物流経費などのコスト削減に取り組むなど効率化を図ることで利益についても増加しました。

この結果、売上高は43,567百万円（前期比3.9%増）、セグメント利益（経常利益）は2,957百万円（前期比8.3%増）となりました。



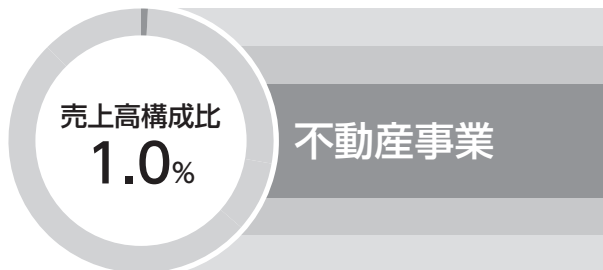


年間を通して天候要因の影響がありましたが、円安によるインバウンド需要は継続している中で、新規出店や商品カテゴリーの拡充などに努めました。

こうした中、主力であるブランド事業については、旗艦店を含む新規出店店舗が好調に推移したことに加え、適正な販売価格の設定及び在庫水準の見直しによる機会損失の低減などにより売上高は増加しました。

この結果、売上高は10,655百万円（前期比14.0%増）、セグメント利益（経常利益）は1,036百万円（前期比0.3%減）となりました。



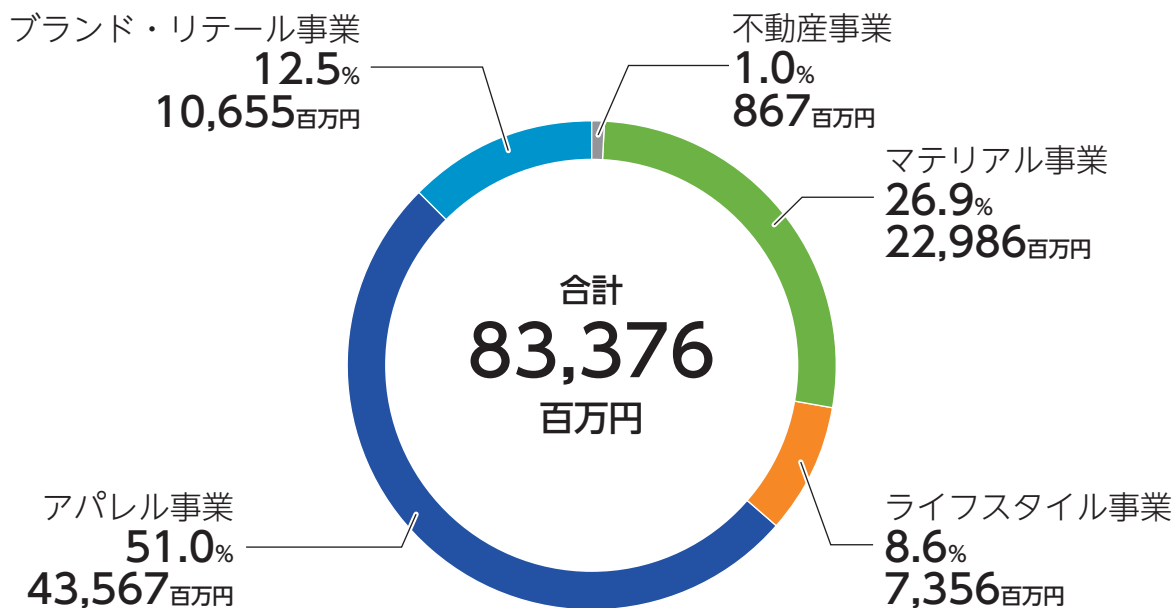


賃貸事業において、新規テナントの成約増により売上高は増収となりましたが、テナント撤退に伴う損失を計上したことなどにより利益は減少しました。

この結果、売上高は867百万円（前期比11.6%増）、セグメント利益（経常利益）は300百万円（前期比9.2%減）となりました。

セグメント別売上高

区 分	金額（百万円）	構成比（％）
マ テ リ ア ル 事 業	22,986	26.9
ラ イ フ ス タ イ ル 事 業	7,356	8.6
ア パ レ ル 事 業	43,567	51.0
ブ ラ ン ド ・ リ テ ー ル 事 業	10,655	12.5
不 動 産 事 業	867	1.0
合 計	85,433	100.0
調 整	△2,056	—
連 結	83,376	—



2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、947百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,000百万円の調達を行いました。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、日本国内におけるインバウンド需要は引き続き比較的安定的に推移すると見込まれる一方で、長期化する為替変動や物価上昇、米国による関税政策の影響などにより、不透明な状態が継続しております。また、消費マインドの多様化、DX推進による事業構造の効率化や、SDGs達成へ向けた社会的価値への対応など構造的な変化も進展しております。

このような状況の下、当社グループは、1893年の創業以来固く守り抜いてきた社是「終始一誠意」を規範とし、経営の効率性を高めながら、新しい価値を創造するリーディングカンパニーを目指し、2026年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「Heritage to the future」の「事業」「グローバル」「グループ経営」「人材」「ESG」の5つの基本戦略をもとに持続的成長の基盤づくりに取り組んでまいります。

中期経営計画2026の基本戦略

事業戦略

- セグメントグループでの収益力強化
- ポートフォリオでの選択と集中

グローバル戦略

- サステナブル・ブランド・デジタルの3つの視点でグローバル展開

グループ経営戦略

- グループマネジメントの進化
- グループ内のDX基盤の構築

人材戦略

- グループ人材や組織制度の連携強化
- 人材活性化環境の整備

ESG戦略

- CSV経営の実践
- コーポレートガバナンスの強化

基本戦略の概要は上図のとおりです。中期経営計画の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.yaginet.co.jp>)の「投資家情報」をご覧ください。

グローバル戦略につきましては、海外市場への展開を重点戦略の一つとして位置づけ、アメリカ・イタリア・インドに新拠点となるオフィスや法人を設立するなど事業基盤の整備を進めました。今後は海外拠点を活用したグローバル戦略を推進しこれらを実商売につなげることで成長機会の創出に取り組んでまいります。

人材戦略につきましては、人材の質と量を中長期的に維持・向上できる仕組みづくり、長期的な競争優位性を実現させる組織力のステップアップに取り組んでおります。具体的には、チャレンジできる環境整備として、人事制度の刷新やグループ横断での人材活用など、また、働きやすい環境整備として、健康経営の実践やダイバーシティ環境整備を進めております。

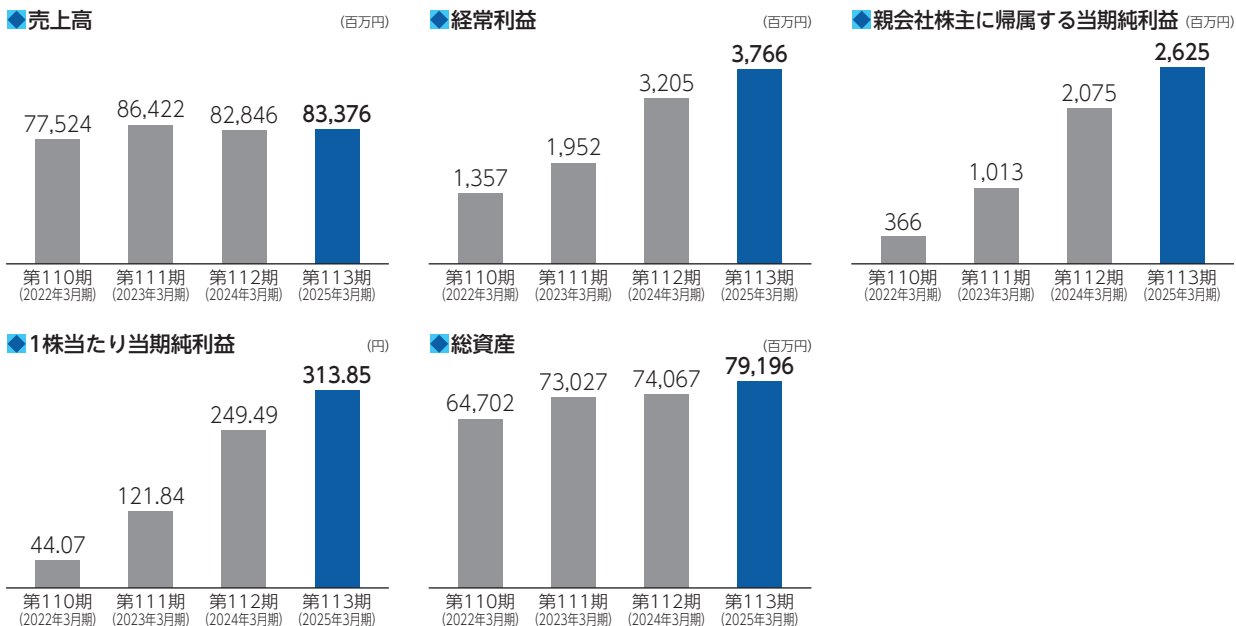
5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第110期 (2022年3月期)	第111期 (2023年3月期)	第112期 (2024年3月期)	第113期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	77,524	86,422	82,846	83,376
経常利益 (百万円)	1,357	1,952	3,205	3,766
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	366	1,013	2,075	2,625
1株当たり当期純利益	44円07銭	121円84銭	249円49銭	313円85銭
総資産 (百万円)	64,702	73,027	74,067	79,196

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。

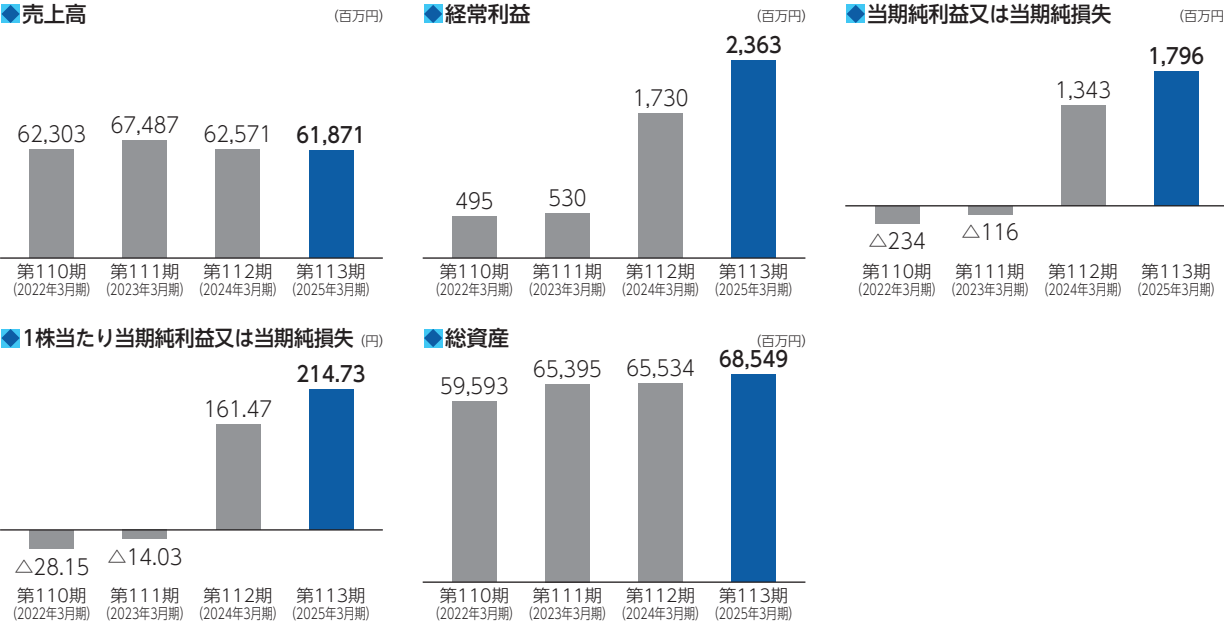
2. 1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上されている従業員向け株式交付信託（RS信託）が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（前連結会計年度187千株、当連結会計年度173千株）



(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第110期 (2022年3月期)	第111期 (2023年3月期)	第112期 (2024年3月期)	第113期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	62,303	67,487	62,571	61,871
経常利益 (百万円)	495	530	1,730	2,363
当期純利益 又は当期純損失 (百万円)	△234	△116	1,343	1,796
1株当たり当期純利益 又は当期純損失	△28円15銭	△14円03銭	161円47銭	214円73銭
総資産 (百万円)	59,593	65,395	65,534	68,549

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上されている従業員向け株式交付信託（RS信託）が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（前事業年度187千株、当事業年度173千株）



6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本パフ株式会社	50百万円	100.00%	化粧用パフ及び外衣製造
株式会社ヴィオレッタ	95百万円	100.00%	ラッセル編物の製造・販売
YAGI & CO.,(H.K.)LTD.	32百万香港ドル	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
株式会社マルス	60百万円	100.00%	不動産賃貸業
株式会社WEAVA	100百万円	100.00%	衣料品の製造・販売
イチメン株式会社	50百万円	100.00%	アパレル向け生地・製品の企画販売
山弥織物株式会社	10百万円	100.00%	擦糸・織物の製造・販売
ツバメタオル株式会社	20百万円	100.00%	タオルの製造・販売
TATRASS S.R.L.	157.5万ユーロ	100.00%	衣料品の製造・販売
株式会社SOMIC	5百万円	100.00%	衣料品等繊維製品の販売
日帕化粧用具（嘉善）有限公司	11百万人民币	100.00%	化粧用パフ製造
八木貿易（深圳）有限公司	856.5万人民币	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
PROGRESS(THAILAND)CO., LTD.	200万バーツ	49.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
YAGI VIETNAM COMPANY LIMITED	2,272百万ベトナムドン	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
譜洛革時（上海）貿易有限公司	50百万人民币	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
PT.YAGI INTERNATIONAL INDONESIA	5,800百万インドネシアルピア	100.00%	繊維製品及びその原料・生地の輸出入販売
YAGI INTERNATIONAL INC.	3.3百万ドル	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
YAGI USA LLC	0.5百万ドル	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
Nihon Puff Lao Sole Co., Ltd.	8,731百万ラオスキープ	100.00%	化粧用パフ製造
YAGI ITALY S.R.L.	50万ユーロ	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
YAGI INTERNATIONAL INDIA PRIVATE LIMITED.	—	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売

- (注) 1 当連結会計年度において、Nihon Puff Lao Sole Co., Ltd.、YAGI ITALY S.R.L.、YAGI INTERNATIONAL INDIA PRIVATE LIMITED.を設立したため、各社を連結の範囲に含めております。YAGI INTERNATIONAL INDIA PRIVATE LIMITED.の資本金につきましては、2025年3月31日現在の払込済資本金はございません。
- 2 当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社アタッチメントは2025年3月1日付けで、当社の連結子会社である株式会社WEAVAを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

Ⅱ. 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 45,568,000株
(2) 発行済株式の総数 8,557,484株 (自己株式 582,516株を除く)
(3) 株主数 2,675名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
ヤギ共栄会	939千株	10.98%
清原達郎	666	7.79
株式会社みずほ銀行	410	4.80
株式会社三井住友銀行	380	4.44
立花証券株式会社	310	3.63
株式会社三菱UFJ銀行	305	3.56
八木隆夫	297	3.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	257	3.00
第一生命保険株式会社	250	2.92
ヤギ従業員持株会	229	2.68

(注) 持株比率は自己株式 (582,516株) を控除して計算しております。なお、当社は「従業員向け株式交付信託 (R S信託)」制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式173,200株は、自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社及び当社子会社の役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	32,000株	5名
当社の取締役を兼務しない執行役員	一株	一名
当社子会社の取締役 (当社からの出向者を除く。)	800株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等のa.(e)」に記載しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 員 社長 執行役員	八 木 隆 夫	
取 締 役 員 専 務 執行役員	山 岡 一 朗	コーポレート本部長 YAGI INTERNATIONAL INC. 取締役 YAGI USA LLC マネージャー
取 締 役 員 常 務 執行役員	三 橋 大 作	ブランド・リテール本部長 株式会社マルス 取締役 株式会社WEAVA 取締役 YAGI ITALY S.R.L. 取締役
取 締 役 員 常 務 執行役員	藤 本 貴 史	アパレル本部長 株式会社SOMIC 代表取締役社長
取 締 役 員 上 席 執行役員	八 木 靖 之	ライフスタイル本部長 日本パフ株式会社 取締役 ツバメタオル株式会社 取締役
取 締 役	玉 巻 裕 章	株式会社アドインテ 取締役（非常勤）
取 締 役（常勤監査等委員）	山 本 浩 志	
取 締 役（監査等委員）	池 田 佳 史	弁護士法人栄光 代表社員 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役（監査等委員）
取 締 役（監査等委員）	熊 谷 弘	
取 締 役（監査等委員）	小 山 茂 和	株式会社ハイデイ日高 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 就任
2024年6月27日開催の第112期定時株主総会において、三橋大作氏及び藤本貴史氏は取締役に新たに選任され就任しました。
- (2) 退任
2024年6月27日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって、濱田哲也氏は取締役に任期満了により退任しました。
2. 取締役玉巻裕章、取締役（監査等委員）池田佳史、熊谷弘及び小山茂和の各氏は社外取締役であります。
3. 取締役玉巻裕章、取締役（監査等委員）池田佳史、熊谷弘及び小山茂和の各氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者の監査が必要と判断し、山本浩志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（常勤監査等委員）山本浩志氏は、長年にわたる営業経験と管理部門全般の幅広い業務に従事し、当社の事業活動における慣行・仕組みについて相当の知見を有するものであります。
6. 社外取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
7. 社外取締役（監査等委員）熊谷弘氏は、総合商社をはじめ長年にわたりグローバルな活動をされ、大学教授や弁理士としての知見を有するものであります。
8. 社外取締役（監査等委員）小山茂和氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。
9. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
山 岡 一 朗	取締役 専務執行役員 コーポレート本部長	取締役 常務執行役員 管理本部長	2024年4月1日
八 木 靖 之	取締役 上席執行役員 ライフスタイル本部長	取締役 上席執行役員 ライフスタイル本部長 兼 第一事業部長	2024年4月1日

(2) 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

(a) 決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関し、顧問弁護士を含め複数の専門家より諮問を受け、また、担当取締役をメンバーに含めた社内チームにより検討を重ねたうえで2021年2月26日開催の取締役会において決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する決議内容は次のとおりです。

(b) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。報酬の内訳としては固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等にて構成され、監査監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み固定報酬のみを支払うこととする。

(c) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、代表取締役、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも、会社の業績、その貢献具合等を勘案し、代表取締役が原案を決め、取締役会において決定することとする。

(d) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

企業の収益力や企業価値を評価する基準である個別・連結での当期純利益を適切な指標とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当範囲も考慮したうえで、取締役会において決定することとする。

(e) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬制度を設けることとする。なお、譲渡制限付株式報酬の額及び数は第105期定時株主総会で決議されたとおり、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として、総額は年額7千万円以内、総数は年4万4千株（普通株式）以内とする。

- (f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の額、業績連動報酬等の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針に関する方針
固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、過去の慣例・慣習を元に決定する。

なお、固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は概ね80%対20%とし、業績連動報酬等に関しては個別・連結での当期純利益を適切な指標とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当範囲も考慮したうえで、0～200%の振り幅を設けることとする。固定報酬及び業績連動報酬等を合わせた報酬枠は第105期定時株主総会で決議されたとおり、年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする。

また、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与数は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割に応じて取締役会において決定することとし、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として上記（e）に記載のとおり、総額は年額7千万円以内、総数は年4万4千株（普通株式）以内とする。

- (g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して報酬等を与える時期に関する方針

- ・ 固定報酬

6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議する。内容としては月払いする部分及び12月に支払う賞与部分とする。

- ・ 業績連動報酬等

6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議し、翌日支払うこととする。

- ・ 非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬

6月の定時株主総会後、1ヶ月以内に開催される取締役会で決議し、その翌月に付与することとする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	296 (5)	170 (5)	66 (－)	60 (－)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (10)	19 (10)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	316 (16)	190 (16)	66 (－)	60 (－)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は個別・連結での当期純利益であり、その実績は1,796百万円（個別）、2,625百万円（連結）であります。当該指標を選択した理由は企業の収益や企業価値を評価するのに適しており、報酬に連動させることが適切であると判断したためであります。また当社の業績連動報酬は各取締役（監査等委員を除く。）の担当範囲を考慮して算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「Ⅱ.3.（2）a.（e）非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ.1.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社及び当社子会社の役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の限度額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名です。また金銭報酬とは別枠で2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額7,000万円以内、株式数の上限を年44,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額8,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとされております。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (a) 取締役玉巻裕章氏は、株式会社アドインテの取締役（非常勤）であります。なお、同社と当社との間に重要な取引関係等はありません。
- (b) 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士法人栄光の代表社員であります。当社は同法人との間で法律顧問契約を締結しております。また同氏は、株式会社イトアンドホールディングスの社外取締役（監査等委員）であります。なお、同社と当社との間に重要な取引関係等はありません。
- (c) 取締役（監査等委員）小山茂和氏は、株式会社ハイデイ日高の社外取締役（監査等委員）であります。なお、同社と当社との間に重要な取引関係等はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査等委員会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 玉巻裕章	16回	100%	—	—
取締役（監査等委員） 池田佳史	16回	100%	15回	100%
取締役（監査等委員） 熊谷弘	16回	100%	15回	100%
取締役（監査等委員） 小山茂和	16回	100%	15回	100%

(b) 取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ① 取締役玉巻裕章氏は、取締役会においては、社外取締役として適宜、経営者としての経験から当社の経営上有用な指摘をするとともに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。

- ② 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて法律的知識をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて法律的見地と社外の立場から意見を述べております。
- ③ 取締役（監査等委員）熊谷弘氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて商社での豊富な海外経験をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて商社での豊富な海外経験と社外の立場から意見を述べております。
- ④ 取締役（監査等委員）小山茂和氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて金融機関での経験、財務等に関する知見をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて金融機関での経験、財務等に関する知見と社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である社外取締役の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	79,196	(負 債 の 部)	36,020
流 動 資 産	55,969	流 動 負 債	24,649
現金及び預金	11,839	支払手形及び買掛金	9,295
受取手形及び売掛金	22,137	電子記録債務	2,071
電子記録債権	10,022	短期借入金	4,240
棚卸資産	9,994	1年内返済予定の長期借入金	900
有価証券	119	未払金	5,122
その他	2,117	未払法人税等	940
貸倒引当金	△262	賞与引当金	710
固 定 資 産	23,227	役員賞与引当金	68
有 形 固 定 資 産	5,032	返金負債	41
建物及び構築物	3,226	その他の	1,259
土地	1,365	固 定 負 債	11,370
その他	441	長期借入金	8,200
無 形 固 定 資 産	570	繰延税金負債	1,014
電話加入権	5	退職給付に係る負債	918
ソフトウェア	290	役員退職慰労引当金	16
ソフトウェア仮勘定	255	資産除去債務	132
その他	17	その他の	1,088
投資その他の資産	17,624	(純 資 産 の 部)	43,176
投資有価証券	10,858	株 主 資 本	38,420
繰延税金資産	543	資本金	1,088
退職給付に係る資産	2,334	資本剰余金	107
その他	5,162	利益剰余金	37,869
貸倒引当金	△1,273	自 己 株 式	△643
資 産 合 計	79,196	その他の包括利益累計額	4,756
		その他有価証券評価差額金	3,780
		繰延ヘッジ損益	△157
		為替換算調整勘定	761
		退職給付に係る調整累計額	371
		負 債 純 資 産 合 計	79,196

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	83,376
売上原価	59,226
売上総利益	24,150
販売費及び一般管理費	20,577
営業利益	3,572
営業外収益	479
受取利息及び配当金	262
その他の	216
営業外費用	285
支払利息	50
持分法による投資損失	196
その他の	39
経常利益	3,766
特別利益	261
投資有価証券売却益	261
特別損失	127
固定資産処分損	38
投資有価証券評価損	45
投資有価証券売却損	43
税金等調整前当期純利益	3,900
法人税、住民税及び事業税	1,396
法人税等調整額	△121
当期純利益	2,625
親会社株主に帰属する当期純利益	2,625

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	68,549	(負 債 の 部)	36,916
流 動 資 産	44,428	流 動 負 債	26,111
現 金 及 び 預 金	7,047	支 払 手 形	33
受 取 手 形	1,586	電 子 記 録 債 務	1,725
電 子 記 録 債 権	9,270	買 掛 金	8,587
売 掛 金	19,157	短 期 借 入 金	9,078
商 品	6,423	1年内返済予定の長期借入金	900
前 払 費 用	232	未 払 金	4,321
未 収 入 金	837	未 払 費 用	170
そ の 他	135	未 払 法 人 税 等 金	347
貸 倒 引 当 金	△260	預 り	39
固 定 資 産	24,120	賞 与 引 当 金	420
有 形 固 定 資 産	2,083	役 員 賞 与 引 当 金	63
建 物	1,522	返 金 負 債	41
構 築 物	2	そ の 他	383
車 両 運 搬 具	2	固 定 負 債	10,805
器 具 及 び 備 品	139	長 期 借 入 金	8,200
土 地	398	繰 延 税 金 負 債	894
建 設 仮 勘 定	16	退 職 給 付 引 当 金	829
無 形 固 定 資 産	184	そ の 他	881
電 話 加 入 権	0	(純 資 産 の 部)	31,632
ソ フ ト ウ エ ア	183	株 主 資 本	28,145
商 標 権	0	資 本 金	1,088
投 資 そ の 他 の 資 産	21,852	資 本 剰 余 金	72
投 資 有 価 証 券	8,998	そ の 他 資 本 剰 余 金	72
関 係 会 社 株 式	7,417	利 益 剰 余 金	27,628
長 期 貸 付 金	3,747	利 益 準 備 金	272
前 払 年 金 費 用	1,893	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,356
そ の 他	1,298	配 当 準 備 積 立 金	520
貸 倒 引 当 金	△1,503	建 物 圧 縮 積 立 金	51
資 産 合 計	68,549	別 途 積 立 金	19,400
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,385
		自 己 株 式	△643
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,486
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,632
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△145
		負 債 純 資 産 合 計	68,549

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	61,871
売 上 原 価	47,033
売 上 総 利 益	14,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,134
営 業 利 益	1,703
営 業 外 収 益	746
受 取 利 息 及 び 配 当 金	670
そ の 他	75
営 業 外 費 用	86
支 払 利 息	67
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9
そ の 他	9
経 常 利 益	2,363
特 別 利 益	261
投 資 有 価 証 券 売 却 益	261
特 別 損 失	253
投 資 有 価 証 券 評 価 損	45
投 資 有 価 証 券 売 却 損	43
関 係 会 社 株 式 評 価 損	164
税 引 前 当 期 純 利 益	2,371
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	604
法 人 税 等 調 整 額	△29
当 期 純 利 益	1,796

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 ヤ ギ
取 締 役 会 御 中

2025年5月22日

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 寛 喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤギの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤギ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 ヤ ギ
取 締 役 会 御 中

2025年5月22日

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 寛 喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤギの2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

I. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

1. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制グループと連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
2. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

II. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

- （1）事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- （3）内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ヤギ 監査等委員会

常勤 監査等委員 山 本 浩 志 ㊞

監 査 等 委 員 池 田 佳 史 ㊞

監 査 等 委 員 熊 谷 弘 ㊞

監 査 等 委 員 小 山 茂 和 ㊞

（注）監査等委員池田佳史、熊谷弘及び小山茂和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



会場

大阪市中央区久太郎町
二丁目2番8号

株式会社ヤギ 本店
3階会議室

電話 (06) 6266-7300 (代)



交通

地下鉄（堺筋線・中央線）
堺筋本町駅下車

10番出口 南へ徒歩約2分

なお、駐車場、駐輪場の準備はいたして
おりませんので、あしからずご了承
くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ヤギ

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。